

# 令和元年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

令和元年11月7日

11月7日(木)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第7 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第8 議案第8号 香取市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について
- 日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第11 報告第3号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について
- 日程第12 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	16番	高	木	甚	一	
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男	
19番	伊	藤	寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	高	橋	重	正
農地班長	櫻	井	廣	子	主 査	滑	川	典	文
主 査	高	橋	亮	太 郎					

開会 午後 3時22分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和元年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、9番 海老澤 武委員、18番 栗林利男委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和元年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから3ページで、整理番号は1番から9番までです。

整理番号1番および4番は、譲渡人が農業廃止のため譲受人の自作地に近接する農地を整理番号1番は売買により、4番は贈与により、それぞれ所有権移転をするものです。

整理番号2番と3番および6番と7番は、それぞれ耕作の利便を図り農業経営の合理化を進めるため、交換による所有権移転をするものです。

整理番号5番は、譲渡人の所有地の中で本申請地が耕作不便のため、隣接地を所有する譲渡人に贈与により所有権移転するものです。

整理番号8番は、譲受人が規模拡大を図るため売買により所有権移転をするものです。

整理番号9番は、譲渡人が農業経営者である孫に贈与による所有権移転をするものです。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 去る10月29日火曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であり、写真・書類による審査を行いました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に担当委員の意見を伺います。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号9番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号9番について、11番 飯森 孝委員。

11番飯森委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、高木推進委員には電話にて了解を得てあります。

この申請は、祖父が高齢のため後継者である孫が贈与により所有権移転を受けるものです。

祖父・孫間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号9番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号9番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が古くから管理をしてきた自作地の隣接農地について取得し、経営の安定化を図りたく譲渡人は農業経営の廃止のため、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番、4番の3件について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号2番および3番について、関連がありますので一括して木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いの耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、作付良好な農地であり農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は高齢のため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の近接農地を取得し、耕作したい意向があり贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号5番について、本宮推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請地の地形が三角形で、耕作不便なことから隣接農地所有者である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番、7番の2件について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号6番および7番について、関連がありますので一括して説明をいたします。

なお、熱田推進委員には電話の方で連絡をいたしました。

この申請は、お互いの耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから、交換により所有権移転するものです。

交換により、耕作の利便性が図られるため、今後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅近くの農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第1号、整理番号9番の1件を除く8件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の1件を除く8件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和元年11月7提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

ページは4ページです。

整理番号1番は、山砂採取事業の期間延長に伴う搬入出路用地の一時転用期間の延長です。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。



1 7 番大堀委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は1件であります。

整理番号1番について、書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性について問題ないとの意見でございました。承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員には電話で連絡してあります。

場所ですが、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所を〇〇方面に向かって〇〇メートル先を行った所です。

この申請は、申請地は現在譲受人による山砂採取事業のために、搬出入路用地として令和元年12月31日まで一時転用許可を受けておりますが、この事業の継続により一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、本申請は、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和元年11月7提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは5ページから7ページ、整理番号は1番から8番です。

整理番号1番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第一種農地ではありますが、不許可の例外事由Qであります。「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合。ただし、申請に係る事業の総面積に占める第一種農地の割合が3分の1を超えず、かつ同じく甲種農地の割合が5分の1を超えないものに限る。」に該当します。

整理番号3番、4番、5番は同一事業です。転用目的は駐車場用地、権利の内容は賃借権設定であり一時転用です。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外事由Cであります「農地を農地以外のものにする行為が次のすべてに該当するとき①申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること②農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないこと」に該当します。

整理番号6番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第一種農地ではありますが、不許可の例外事由Iであります「住宅その他申請に係る土地の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

整理番号7番、転用目的は駐車場用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第一種農地ではありますが、不許可の例外事由Iに該当します。

整理番号8番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地は第二種農地に該当します。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

整理番号2番の太陽光発電施設用地については、現地確認をし、その他の案件については、写真および書類等で審査いたしました。

書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、進入路等の再確認をおよび調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

本宮推進委員と一緒に行きました。

場所は、○○○○○○○○○○から説明しますと、○○を出てきたら右側に折れて○○○方面に向かいます。○○○方面に向かって○キロ位行ったら○○の○○○○○○○○が左側にあります。その手前を左側に○○メートル入った右側です。

この申請は、譲受人は○○○○○○○に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模なまとまりとなっている申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地をします。

また、雨水排水は自然浸透処理とし、隣接農地には盛土や土嚢を設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の区域外であり、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。



以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号6番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇の前で南西方向に曲がり〇〇メートルほど行った所の十字路の右奥の角になります。

この申請は、譲受人は住民票の住所地は〇〇〇ですが、実際は現在家族で社宅住まいであり手狭なため実家の隣接地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

なお、申請地は一部が実家の進入路に使われているため、始末書が提出されています。

申請地では、埋立て等は行わず整地をします。

排水については、雨水は浸透柵により宅内浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、バイオクリーンシステムにより宅内浸透処理とします。

また、隣接農地はありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明します。

根本推進委員には電話で連絡しております。

この申請は、譲受人は香取市ですが市の計画に基づき、〇〇〇〇〇〇に約〇〇キロ、〇〇〇〇〇〇〇というのは、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かって〇〇方面に行って〇〇の〇〇があるんですが、その〇〇を〇〇メートル位行った左側です。道路沿いにあります。その〇〇〇〇〇〇に〇〇〇〇〇〇を統合するという計画、〇〇〇〇〇〇が非常に古くなってしまったということで、この前の大雨、台風ですね、そこに非常に被害を受けたということで、できるだけ早く統合するという計画のようです。

そういう予定であり、受け入れ〇〇が増えるため新たに駐車場を整備する計画をしたものです。

申請地では、約70センチほど埋立てをし、簡易舗装します。

排水については、雨水は敷地内自然浸透処理となります。

また、隣接農地はありません。

なお、申請地は土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため本申請は転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番については、私の案件でありますので、議事進行上、事務局より意見の代読をお願いします。

事務局 整理番号8番について、代読させていただきます。

場所は、〇〇の〇〇〇〇を下りて行った先の〇〇〇を〇〇〇方面へ約〇〇キロメートル進んだ所を右折し、そこから約〇キロ道なりに上って行った所にございます。

この申請は、譲受人は〇〇〇に住所のある会社員の方ですが、今回市内の不動産会社より太陽光発電事業会社を介して、土地の紹介を受け小規模なまとまりとなっている申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地します。

また、雨水排水は自然浸透処理とし、隣接農地とは高低差を生じないため土砂等の流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区の区域外であり、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告となります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和元年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第8次農用地利用集積計画は、整理番号1番から88番です。ページは8ページから47ページです。

所有権移転が3件、9,480㎡で、田が5,461㎡、畑が4,019㎡です。

次に、賃借権設定は85件、477,440.87㎡です。

内訳ですが、新規は72件で、389,018.91㎡で、田が349,945.91㎡、畑が39,073㎡です。

このうち、中間管理機構分は15件、119,076.91㎡、田が101,571.91㎡、畑が17,505㎡です。

再設定は13件、88,421.96㎡、田が87,288.96㎡、畑が1,133㎡です。

以上88件の第8次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号38番、39番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号38番、39番の2件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号38番、39番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 続いて、議案第4号 整理番号44番から70番の27件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号44番から70番の27件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号44番から70番の27件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第4号の整理番号38番、39番、44番から70番の29件を除く59件について、

審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号38番、39番、44番から70番の29件を除く59件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の整理番号38番、39番、44番から70番の29件を除く59件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和元年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から12番、ページは48ページから54ページです。

賃借権設定が12件、119,076.91㎡で、田が101,571.91㎡、畑が17,505㎡です。

以上、12件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可処分の取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。令和元年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは55ページです。

整理番号1番と2番は同一事業です。平成29年9月25日付けで千葉県知事より農地造成用地として、許可を受けたものですが、実際の事業内容が許可内容と相違するため、申請代理人に是正指導を重ねてきました。平成30年11月13日、千葉県農林水産部農地農村振興課による地権者に対する聞き取りを実施した結果、地権者2名よりそれぞれ許可処分取消願が提出されたものであります。

本日の議案上程まで時間がかかりましたのは、千葉県による内容の精査に時間を要したものでございます。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 事前審査の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4条の規定による許可処分の取消願いは2件であります。

この同一事業である案件については、担当職員より書類等に添って、経緯の説明を受け、さらに現地調査により審査を行った結果、農地法第4条の規定による許可処分の取消が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号1番と2番については関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

本件は、平成29年9月25日付けで、農地造成用地の許可を受けているものでありますが、本人に申請の覚えがないとのことで、許可の取消願いが提出されたものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、取消相当として進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。令和元年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から5番で、ページは56ページから57ページです。すべて除外申請であります。

整理番号1番、2番についての事業計画は駐車場用地、3番は駐車場用地・資材置場用地、4番は店舗用地、5番は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、5件ともすべて第一種農地ですが、不許可の例外事由Iに該当します。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 事前審査の審査結果について、報告いたします。



場所なのですが、ちょっと目印がないもので説明しにくいんですけども、○○○○○○より西の方に直線で○○メートル位の所です。

事業計画者は、市内に本店のある○○○○業を営む法人ですが、従業員用・社用駐車場および会社所有の機材のなどの置場が足りないため、本社の近接地において駐車場および資材置場を整備する計画をしたものです。

事業計画は、隣接農地所有者の同意もあり、農地の集団性を損なわず必要性があるため、農用地区域からの除外は、特に問題ないと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号4番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、○○○○○○○○○○の北西側の角に民家が1件ありますが、そこを囲むように隣りなります。

事業計画者は、○○○○○○○○に本店のある○○○○○○○○○○の経営に関する事業などを営む法人ですが、現在営業している店舗の老朽化および駐車場不足のため、近接地である申請地に店舗を移設する計画をしたものです。

事業計画は、隣接農地所有者の同意もあり、農地の集団性を損なわず、必要性があるため農用地区域からの除外は特に問題ないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、16番 高木甚一委員。

16番高木委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果について説明申し上げます。

場所ですけれども、○○○○を越えまして○○○方面に向かい、そして○○があります。○○を越えて左側に折れまして○○○沿いを○○、そして○○の方に向かって土手沿いを進んで行きます。○○の入口に畑があります、その畑を求めたものです。

事業計画者は、現在借家で暮らしておりますが、手狭であるため実家のそばに専用住宅を建築する計画をしたものです。

また、事業計画は隣接農地所有者の同意もあり、農地の集団性を損なわず必要性があるため農用地区域から除外は、特に問題ないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号についての意見は、問題なしとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号についての意見は、問題なしとすることに決定いたします。

---

#### ◎日程第8 議案第8号

議長 日程第8 議案第8号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第8号 香取市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について。平成29年4月18日付けで、承認を受けた香取市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、下記のとおり改正したいので審議を求める。令和元年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

事務局管理班長 それでは、管理班の方から議案の概要の説明をいたします。

当初、平成28年8月19日総会で、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、  
1、遊休農地の解消目標 100ha、3年後。2、担い手への農地利用集積面積 5,770ha、10年後。  
3、新規参入の促進目標 170 経営体の三つを制定しましたが、段階ごとに制定しなかったことから再度、平成29年4月18日総会において1、遊休農地の解消目標現状 461ha。3年後 417ha。最終平成35年4月 300ha。2、担い手への農地利用集積目標現状 1,884.4ha。3年後 3,390ha、最終 5,763ha。3、新規参入の促進目標、個人現状 3名、3年後 12名、最終 20名。法人現状 4法人、3年後 12法人、最終 28法人とし、10年後には双方併わせて、延べ合計 170 経営体と制定いたしました。

今回は、平成29年4月18日で改正した、その中の基本的な考え方に文章中に平成35年、令和5年の最終目的とし、農業委員および農地利用最適化推進員の改選期である3年ごとに検証、見直しを行うと記載されていることから、現在の状況を見定めた結果から当初の3年後目標数値にも至っていないことから、当面の間平成29年に制定した数値である議案書

58 ページから 63 ページまでのそれぞれの項目についての目標数値として改正するものであります。

なお、農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定に基づき農地等の利用の最適化の推進に係る指針を定め、またはこれを変更しようとするときは、農用地最適化推進委員の意見を聴かなければならないとなっていることから、10月31日発送の文章にて、農地利用最適化推進委員にはご意見をお伺いしてあります。現在のところ、特に意見等はありませんでした。

また、同法法律第7条第3項の規定に基づき指針を定め、変更をしたときは遅滞なく公表しなければならぬとなっていることから、本日の総会後香取市の農業委員会ホームページにて掲載公表する予定となっております。

よろしく、ご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議 長 ご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 特にないようですので、案件を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第9 報告第1号

議 長 日程第9 報告第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和元年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は6件です。

---

◎日程第10 報告第2号

議長 日程第10 報告第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和元年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は47件です。

---

◎日程第11 報告第3号

議長 日程第11 報告第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。令和元年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

---

◎日程第12 報告第4号

議長 日程第12 報告第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和元年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

---

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対



しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時24分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人